

一般社団法人諏訪労働基準協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人諏訪労働基準協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を長野県岡谷市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、会員相互の連携を緊密にし、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令の普及徹底を期し、併せて労務管理の改善、労働災害防止、労働衛生管理の向上、ボイラーの保守管理、賃金制度の改善、労働保険業務の推進を図り、もって産業労働者の安全と健康及び福祉の増進を確保し、地域産業の健全な興隆発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整に関する事業
- (2) 労働基準法並びに関係労働法令の普及啓蒙に関する事業
- (3) 労働安全衛生法並びに関係法令の普及、調査、研究、指導に関する事業
- (4) 労務管理等の調査、講習、研究会の開催に関する事業
- (5) ボイラー管理の調査、研究指導に関する事業
- (6) 労働保険諸法令の普及並びに労働保険事務組合に関する事業
- (7) 関係法令図書、用品の紹介斡旋と資料等の配布による広報活動に関する事業
- (8) 関係官庁との連絡および関係団体との連絡提携に関する事業
- (9) その他この法人の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 この法人の会員は、岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡に事業場を有し、この法人の目的に賛同して入会した法人及び個人事業場、並びにその他の事業体、団体とする。

- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という)上の社員とする。

第 3 章 入会及び退会

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、その旨を会長に届け出て退会することができる。また、次の各号のいずれかに該当したときは会員の資格を喪失する。

- (1) 事業を廃止又は閉鎖したとき
- (2) 会費を1年以上納入しないとき
- (3) 総会員が同意したとき

(除名)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、社員総会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の名誉をき損したとき
- (2) この法人の目的に反する行為をしたとき

第 4 章 会 費

(会費)

第9条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、別に定める会費を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の抛出金品は返還しない。

第 5 章 総 会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(種類及び開催)

第12条 社員総会は定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、理事会において開催が決議されたとき、又は、総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったとき開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。

- 2 社員総会の招集は会日の14日前までに会議の目的たる事項並びに開催の日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第3項による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会とする臨時社員総会の通知を発しなければならない。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会の協議により選ばれた副会長が会長に代わりこれにあたる。

(定足数)

第15条 社員総会は総会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(機能)

第17条 この定款に別段の定めがある事項のほか、次の事項は社員総会の決議を経なければならない。

(1) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認並びにこれらの附属明細書の承認

(2) 会費に関する事項

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の帰属の決定

(5) その他この法人の運営に関する重要な事項及び、社員総会で決議するものとして法令で定められた事項

(決議)

第18条 社員総会の決議は出席会員の過半数をもって決す。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 前項の会員の除名については、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えるものとする。

(書面表決)

第19条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項に限り書面をもって、又は電磁的方法によってその議決権を行使することができる。

2 前項の場合、前条及び第15条の規定については出席とみなす。

(議事録の備付)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから議長が指名した2名以上の理事は、前項の議事録に署名押印する。

第6章 役員

(種別及び定数)

第21条 この法人に次の役員を置く。

理事 3名以上20名以内

監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事とする。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第22条 理事及び監事は社員総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(役員等の制限)

第23条 この法人の理事のうちには、理事のうちいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊な関係がある者を除く)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊関係があつてはならない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより法人を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、その職務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところによる監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第26条 理事及び監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の時までとする。但し、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(顧問の委嘱)

第27条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会から諮問された事項について、参考意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(責任の免除又は限定)

第30条 この法人は、役員が法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。但し、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

第32条 理事会は会長が招集する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長の協議により選ばれた副会長が会長に代わり、理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会の協議により選ばれた副会長が会長に代わりこれにあたる。

(審議事項)

第34条 理事会は法令及びこの定款に別段の定めのある事項のほか次の事項を審議する。

- (1) 社員総会の決議により決定された事項の執行に関する事項
- (2) 定款の施行に必要な細則の制定改廃に関する事項
- (3) その他法人の運営に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する

ための体制、その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

(6) 重要な財産の処分及び譲受第30条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときを除く。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録の備付)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には出席した会長及び監事が署名押印する。

第8章 専門部会

(専門部会の設置)

第39条 この法人に第4条の事業を行うに必要な業務を処理するため、社員総会の決議を経て、事業毎に部会を設置する。

2 各部会に部会長1名、副部会長3名以内、委員6名以上12名以内を置く。

3 部会長、副部会長、委員は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

4 部会長は、会長の指揮を受けて部務を掌理し、副部会長は、それを補佐するとともに、部会長に事故あるときは代務する。

5 部会には、必要により委員会を設けることができる。

6 部会及び委員会に関して必要な事項は理事会の決議を経て、別に定める。

第9章 財産及び会計

(財産の管理)

第40条 この法人の財産の管理は、会長が行うものとし、その方法は、事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(剰余金の分配)

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属書類
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

- (1) 公益目的支出計画実施報告書
- (2) 監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 各部会の部員名簿

3 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時社員総会終了後遅滞なく公告するものとする。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を経てこれを任免する。
- 4 事務局に関する事項は理事会の承認を経て会長が定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 雑 則

(委任)

第51条 この定款の施行について必要な細則は理事会の決議を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1、この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。

(移行登記：平成25年4月1日)

(会長等に関する措置)

2、この法人の最初の会長は、草間三郎 とする。

(計算書類等の作成に関する経過措置)

3、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(職員に関する経過措置)

4、この定款施行の際、現にこの法人の職員である者は、従前と同様の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、職員として任命されたものとみなす。

(部会に関する経過措置)

5、この定款施行の際、現に部会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、理事会において、部会委員として選任されたものとみなす。

(委員会に関する経過措置)

6、この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として選任されたものとみなす。